

鳥取都市計画地区計画の変更（鳥取市決定）

都市計画千代水地区地区計画を次のように決定する。

名 称	千代水地区地区計画		
位 置	鳥取市秋里、南隈、賀露町、湖山町東二丁目、湖山町東三丁目、湖山町東四丁目、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目及び千代水四丁目地内		
面 積	約 1 2 7 . 2 h a		
地区計画の目標	<p>本地区は、J R 鳥取駅東方約 3 . 5 k m に位置し、都市計画事業千代水土地区画整理事業により、本都市圏最大の工業団地として整備された地区であり、各種工業生産活動及び流通業務の中心的役割を果たしているところである。</p> <p>そこで、この優れた工業団地の機能を強化しつつ、同時に団地内に従事する就業者のための便益施設等の立地を促し、より魅力的な職場環境を創出すると共に地区内主要幹線道路沿いには、沿道サービス業を集積し、工業団地全体の活性化を図ることを目標とする。</p>		
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	効率的な工業生産活動等を保持するため、住宅等の建築物との用途の混在を防止し、合理的な土地利用を促進する。	
	建築物等の整備方針	良好な環境を創出するため、敷地内にはできるだけ空地を確保し、道路沿いには植栽帯を施す等、緑豊かなうまいのある環境整備に努める。	
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 床面積の合計が 1 5 m ² を超える畜舎 (2) 住宅 (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 図書館、博物館その他これらに類するもの (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	3 0 0 m ² 。ただし、店舗及び飲食店は除く。
		工作物の設置の制限	広告物、看板は道路境界線より 1 m 以上後退し、刺激的な色彩、装飾は避けるものとする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁等は刺激的な色彩、装飾は避け、落ち着いた色合いのものとする。

「区域は計画図表示のとおり」